

# 土木工事設計変更ガイドライン

## 1. 設計変更ガイドライン策定の背景と目的

### 1-1 背景

#### (1) 土木請負工事の特性

- 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。
- 当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

#### (2) 適切な設計変更の必要性

- 改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更およびこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこと」が規定されている。
- 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える場合については、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更およびこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

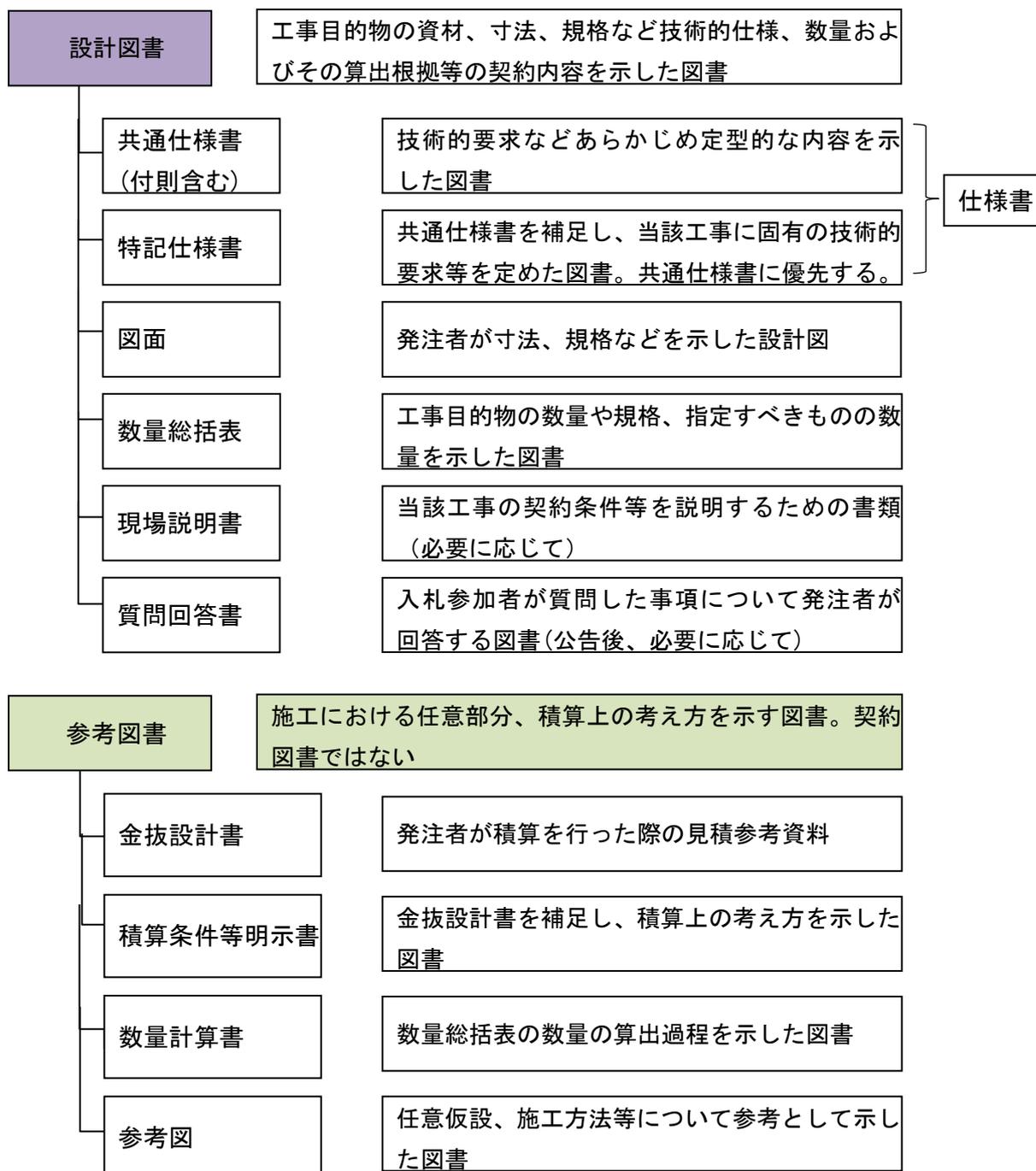
### 1-2 目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくことで設計変更の円滑化および適正化を図ることを目的にしている。

## 2. 設計図書の基本事項

### 2-1 設計図書と参考図書の構成

設計図書は契約図書であるため、発注者は変更指示に基づき設計図書の変更を行う。



### 2-2 見積時の設計図書等に関する疑義への対応

- ①入札参加者は、見積時に設計図書等について疑義が生じた場合、発注者に質問書を提出しなければならない。
- ②発注者は、質問書に対する質問回答書を作成し入札参加者全員の閲覧を可能とする。
- ③質問書および質問回答書は設計図書の一部となる。

## 2. 設計図書の照査

### 3-1 設計照査に必要な資料作成

①受注者は「契約約款第 18 条第 1 項」および「共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査」により施工前および施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を以下のとおり行わなければならない。自らの負担により下記(ア)～(カ)に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、その結果を監督員に書面により提出すること。設計図書の照査についての詳細は、「設計図書の照査ガイドライン」による。

(ア)図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(イ)設計図書に誤びゅうまたは脱ろうがあること。

(ウ)設計図書の表示が明確でないこと。

(エ)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(オ)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②発注者は、照査により、受注者から設計図書に関しての疑義について確認の請求があった場合は、直ちに疑義に関しての調査を行う。

③受注者は、発注者から更に詳細な説明等を求められた場合はその指示に従うこと。

### 3-2 設計図書への反映

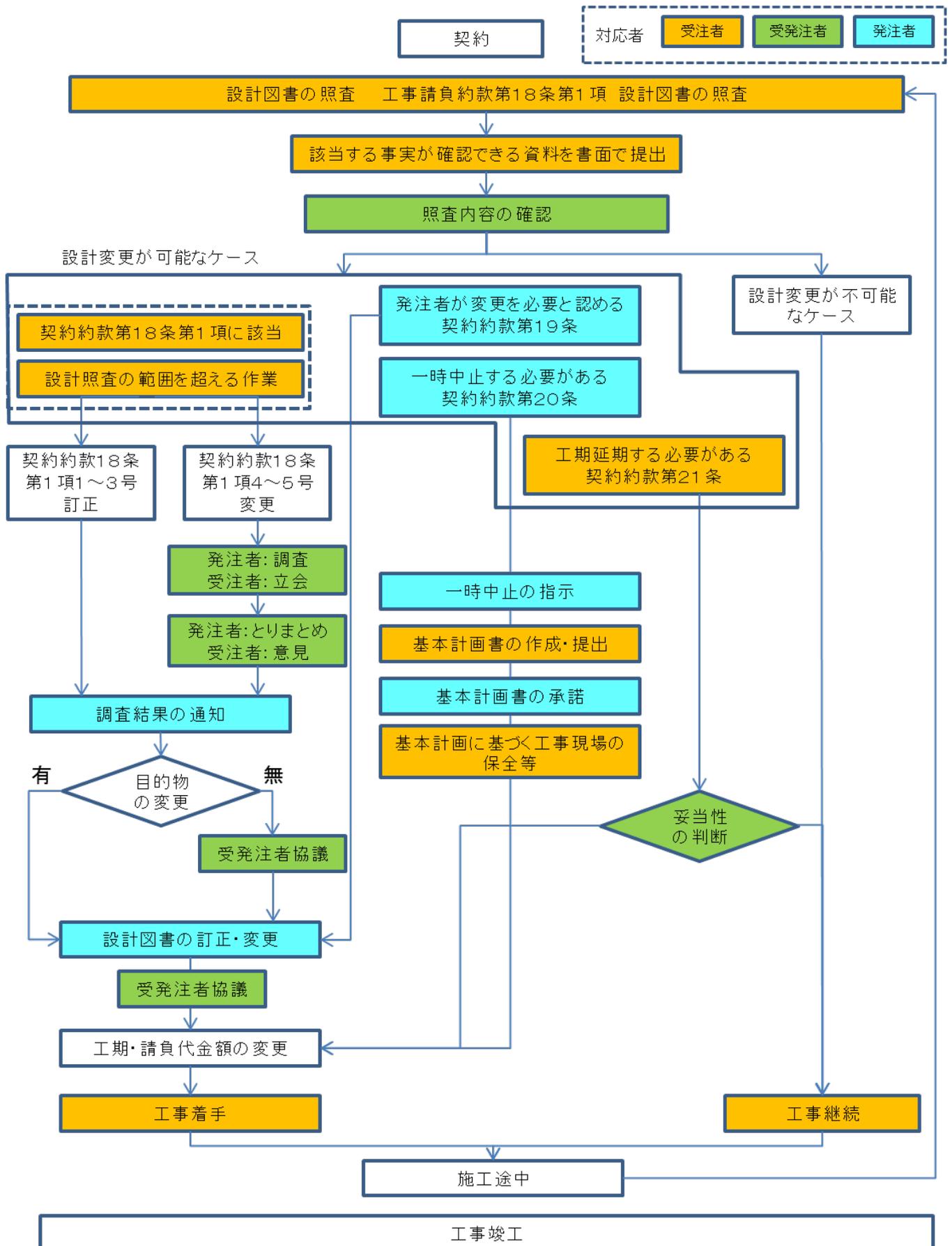
①照査の結果、設計図書の訂正または変更を行う場合、契約約款第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、設計図書の訂正または変更に必要な資料作成を受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

(ア)設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。

(イ)設計変更するために必要な資料の作成については受発注者間で協議し、発注者が具体的な指示を行うものとする。

②設計図書に関しての疑義に関しての調査の結果、設計者に瑕疵がある場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、瑕疵の修補を設計者に請求することがある。このため、設計図書への反映を行うのに、期間を要する場合がある。

## 4. 設計変更の手続きフロー



## 5. 設計変更が可能なケース

### 5-1 契約約款第18条第1項に該当する場合

(1) 図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）【第18条第1項第1号】

(例)

- ①設計図書の図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ②設計図書の平面図と詳細図の寸法、規格等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤びゅうまたは脱ろうがある場合【第18条第1項第2号】

(例)

- ①条件明示する必要があるが、土質、地下水位等に関する一切の条件明示がない場合
- ②条件明示する必要があるが、交通整理員の配置計画についての条件明示がない場合
- ③その他、設計図書に誤りがある、または表示すべきことが表示されていない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合【第18条第1項第3号】

(例)

- ①土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ②その他、設計図書の表示が不十分、不正確および不明確な場合

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合【第18条第1項第4号】

(例)

- ①設計図書に示された自然的な施工条件（地山の高さ、地質、湧水の有無または量、地下水位、立木等の除去すべき物の有無等）が実際の工事現場と一致しない場合
- ②設計図書に示された人為的な施工条件（橋梁等修繕工事において設計図書明示の構造物、現地取り合いの構造、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、関係法令等）が実際の工事現場と一致しない場合
- ③発注時に確認が困難な事象が生じた場合（支持地盤等の局所的変化等）

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合【第18条第1項第5号】

(例)

- ①施工中に想定外の障害物や埋蔵文化財を発見し、撤去等が必要となった場合
- ②工事区域内で想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合
- ③自然現象による災害、その他不可抗力等により設計図書どおり施工することができない場合
- ④他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計図書どおり施工することができない場合
- ⑤新たな交通規制を行う必要がある場合
- ⑥参考図書に明示された施工方法が社会的な条件等により工期内に施工が不能な場合
- ⑦その他、発注時に予期することができない特別な状態が発生し、変更の必要があると認める場合
- ⑧新たな制約等が発生した場合

## 5-2 「設計図書の照査の範囲」を超える作業を行わせる場合

設計図書の照査の範囲は「設計図書の照査ガイドライン」による。

### (1) 新たな計画の策定が伴う作業を行わせる場合

(例)

- ① 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成を行わせる場合
- ② 構造物のタイプの変更に伴う修正設計等

### (2) 計画変更に伴い発生する付帯作業を行わせる場合

(例)

- ① 構造物の位置、計画高さおよび延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加を行わせる場合
- ② 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成を行わせる場合
- ③ 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し等を行わせる場合

### (3) 工事目的物の建設とは関連のない作業を行わせる場合

(例)

- ① 目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計等を行わせる場合

## 5-3 発注者が変更を必要と認める場合【契約約款第19条】

(例)

- ① 現場周辺の住民との協議により、変更が必要であると認める場合
- ② 関係官公署の行政指導等により、変更する必要があると認める場合
- ③ 新工法の採用またはその他の理由により工法を変更する場合
- ④ 設計図書どおり施工することが自然環境の適正な保全を妨げる等の事由があり、また公益上も変更の必要があると認める場合
- ⑤ 賃金または物価の変動により変更の必要があると認める場合
- ⑥ その他、発注者が変更を必要と認める場合

## 5-4 工事を一時中止する必要がある場合【契約約款第20条】

(例)

- ① 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ② 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ③ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ④ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ⑤ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- ⑥ 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ⑦ 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑧ 埋蔵文化財の発掘または調査、その他の事由により工事を施工できない場合

## 5-5 受注者からの請求により工期を延長する場合【契約約款第21条】

(例)

①工事期間における雨休日が発注時の明示以上であり、工期の延長が必要な場合

※雨休日：土日、祝祭日、年末年始休暇(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等雨量10mm/日程度)による不稼働日

②設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が必要な場合

③その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が必要な場合

## 5-6 留意事項

①受発注者は、工事着手時に当初設計の考え方や設計条件を確認し、設計変更「協議」までに再度確認したうえで協議を行う。

②当該工事での変更の必要性・変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。

③契約約款に定める、「請求」、「通知」、「報告」、「申出」、「承諾」および「解除」は、書面により行わなければならない。【契約約款第1条第5項】

## 6. 設計変更が不可能なケース

施工途中において、下記のような場合においては、原則として設計変更ができない。  
ただし、契約約款第 26 条（臨機の措置）については別途考慮する。

- (1) 発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合
- (3) 「承諾」で施工した場合
- (4) 契約約款・仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合【契約約款第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-1-13～1-1-1-15】
- (5) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
- (7) 総合評価落札方式により契約した工事において、技術提案内容を履行するために生じた作業の場合
- (6) 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合
- (7) 設計図書に特別の定めのない仮設・施工方法の変更の場合（ただし、現地条件等に齟齬がある場合は除く）

## 7. 仮設、施工方法等の設計変更について

### 7-1 基本事項

- (1) 指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。仮設、施工方法等は特別の定めがある場合は「指定」、その他は「任意」である。
- (2) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。また、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- (3) 指定は、その仮設、施工方法を設計図書に定めているものであり、設計変更の対象とする。
- (4) 指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件等が異なるなど当初想定の方法による施工が不可能な場合は設計変更の対象とする。

### 7-2 任意・指定の明示方法等

- (1) 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- (2) 設計図書に仮設、施工方法を定めてあるものについては【指定】とする。
- (3) 設計図書に「任意」「参考図」「参考」「同等」と明示のあるものおよび参考図書にのみ記載のあるもの、ならびに【指定】以外のものは【任意】とする。

### 7-3 【指定】【任意】の取扱いの違い

		指定	任意	
設計図書での記載		施工方法等について具体的に指定する ⇒契約条件となる	施工方法等について、具体的には示す必要はない ⇒契約条件とはならない ※参考に標準工法を示す場合がある	
変更対応	仮設、施工方法を変更する場合の手順	発注者と協議し、協議の回答（指示）または承諾が必要	受注者の都合による場合 受注者の任意により変更可能（注1） ただし、施工計画書と整合を図ること	現場条件の変更による場合 発注者と協議し、協議の回答（指示）または承諾が必要
	仮設、施工方法の変更による設計変更の対応	設計変更の対象とする（注2） （承諾は除く）	設計変更の対象としない	設計変更の対象とする（注2） （承諾は除く）

注1：任意仮設であっても借地条件等に影響があることがあるため必要に応じて発注者へ変更内容を報告すること。

注2：設計変更は発注者が当該工事において最も合理的な内容に変更するものであり、受注者の提案内容により変更するものでない。

#### 7-4 任意における不適切な事例

任意における不適切な事例は以下のようなものがあり、発注者は任意の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

- ①〇〇工法で積算しているのに、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ②標準歩掛かりではバックホウで施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ③新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

#### 7-5 指定仮設とすべき事例

指定仮設等すべきものには、以下のようなものがある。

- ①河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ②仮設構造物を一般交通に供する場合
- ③関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ④その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ⑤他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設等

## 8. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

### 土木工事特記仕様書への記載

「〇〇条 設計変更等については、契約約款第 18 条から第 24 条および共通仕様書共通編 1-1-1-13 から 1-1-1-15 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。」

## 9. 変更協議

契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず下記の設計変更協議書（以下「協議書」という。）にて指示を行う。協議書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、設計変更に伴い工期を変更する場合は、変更見込工期について協議書により明示するものとする。なお、変更工期は「参考値」であり、変更契約時の工期を拘束するものではない。

設計変更協議書			
平成 年 月 日			
受注者	〇〇〇〇〇〇	発注機関名	〇〇土木事務所〇〇課
現場代理人	〇〇〇〇 印	監督職員	〇〇〇〇 印
工事名	平成〇年度 第〇号 〇〇〇〇〇〇工事	工事場所	〇〇市〇〇町〇〇
工期	平成29年4月1日 ~ 平成29年12月1日		
(協議事項)			
〇〇〇〇〇〇			
※概算額： 〇〇万円			
<p>※ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。</p>			